

議 事 金 録

1. 会 議 名 第 12 回 市 民 会 議
2. 日 時 平 成 20 年 12 月 8 日 (月) 午 後 2 時 02 分 ~ 午 後 4 時 39 分
3. 場 所 大 阪 弁 護 士 会 館 10 階 1002 会 議 室
4. 出 席 者 (敬 称 略 ・ 順 不 同 = 1 6 名)
 - 議 長 大 國 美 智 子
 - 副 議 長 阿 部 昌 樹
 - 委 員 飯 田 秀 男 西 村 貞 一

大 阪 弁 護 士 会

 - 会 長 上 野 勝
 - 副 会 長 藤 原 誠 森 恵 一 大 川 一 夫
 - 米 田 秀 実 和 田 秀 治

企 画 調 査 室 長 竹 岡 富 美 男

司 法 改 革 推 進 本 部 市 民 会 議 バ ッ ク ア ッ プ 対 応 部 会

 - 部 会 長 島 尾 恵 理
 - 委 員 岩 崎 雅 己 成 見 暁 子

大 阪 弁 護 士 会 高 齢 者 ・ 障 害 者 総 合 支 援 セ ン タ ー 運 営 委 員 会

 - 委 員 井 上 計 雄
 - 秘 書 課 員 大 森 敦 子

議 事

- 1 開 会
- 2 議 事 録 署 名 者 指 名
飯 田 秀 男 委 員 、 西 村 貞 一 委 員 に 決 定 し た 。
- 3 審 議 テ ー マ
「 高 齢 者 ・ 障 害 者 の 権 利 擁 護 ~ そ の 軌 跡 と 未 来 ~ 」
大 阪 弁 護 士 会 平 成 18 ・ 19 年 度 高 齢 者 ・ 障 害 者 総 合 支 援 セ ン タ ー 運 営 委 員 会 委 員 長 井 上 計 雄 弁 護 士 か ら 「 高 齢 者 ・ 障 害 者 総 合 支 援 セ ン タ ー (愛 称 「 ひ ま わ り 」) 」 に つ い

て、設立以来の活動内容、大阪家庭裁判所・大阪後見支援センター「あいあいねっと」
・大阪社会福祉士会・市町村との連携、今後の課題等について、基調報告がなされた。

西村委員

事業収支を見て、大阪弁護士会が約2,100万円ものお金を出していることに驚きました。良い事業をより充実されれば、費用がどんどんかかって、大阪弁護士会として財政的に続けられるのかと心配になります。大阪弁護士会のお金を本来何に使うべきなのか、相談料か、設備・職員の運営か、地方公共団体や公共機関との分担をどうすべきか、など基本的な考え方を明確にしていかなければいけないと感じました。

井上弁護士

地方公共団体からの委託料は、大部分を個々の担当弁護士に日当報酬として支払うことを考えています。電話相談事業費やどうしても必要となる事業経費は、弁護士としての使命から、大阪弁護士会の委員会が事業として運営している以上、全部大阪弁護士会の会員が会費で負担するということにならざるを得ないと思っております。

上野会長

社会の役割分担から言いましたら、本来は行政の機能になると思います。ただ、現実には日本の行政はそこまで引き受けてくれないので、弁護士会がその機能の一部を代行していると思います。

米田副会長

個人的には、弁護士に日々払う日当分は自治体の委託料等でペイをし、職員給与や管理費を弁護士会で出す形ぐらいの収支バランスで事業を展開していけないかなと考えています。

西村委員

ある程度弁護士が負担し、ある程度公的資金も入って成り立つものだと思います。考え方としては二通りあると思います。今までの考え方が一つですが、もう一つ、職員給与・管理費等の固定費的にかかるものは公的に負担してもらって、相談料は委託料収入と弁護士会会費で持つという考え方もあるかなという気がしますが、どちらがどちらかと決める問題ではないと思いますが、安定的にきちんと受け皿ができるような策を考えられたほうがいいと感じます。

米田副会長

今後御指摘いただいた点も含めて、検討していったらいいと思います。

阿部副議長

収支の相談料収入は自治体が払うものですね。

井上弁護士

自治体等は、大阪弁護士会から弁護士派遣を受けることに対して、大阪弁護士会に委託料を支払います。自治体が相談者である市民から相談料を取るかどうかというのは、別の話になります。自治体はほとんど無料相談でやっていますので、ほとんど市民からはいただけていません。

阿部副議長

ひまわりだけでなく、そもそも一般の自治体が行っている無料法律相談共通の問題だと思いますが、すべて無料ということがそもそも無理がある制度なんじゃないかなという気がします。ここ数年、自治体は予算が厳しく、経費削減から、相談回数を減らしたり、時間を短くしたり、いろいろな形で法律相談をカットしてきていますが、無料をやめてお金を取ろうという発想にはならない。少しでも相談者からお金を取れば、従来どおりの回数、あるいは時間を続けていけるのではないかと思うのに、そういう方向に行かない。払える人からはもらえるような仕組みをつくっていかないといけないと思います。税金か、弁護士さんの手弁当か、あるいは弁護士会の会費からか、そういう発想にかなり無理があるんじゃないかという気がします。

井上弁護士

大阪弁護士会は、総合法律相談センターを原則有料相談で展開していますし、ひまわりもそうです。ただ、払えない方については相談料を免除しましょうという形でやっています。

米田副会長

ひまわりについていうと、電話相談は無料です。来館者に対する相談は、原則とし有料ですが、法テラス（日本司法支援センター）の要件を満たせば、法テラスから補助が出ますので無料になります。出張相談も有料ですが、法テラスの要件を満たせば無料になります。退院請求・処遇改善相談は原則無料です。これらで、一応日当ぐらいはペイしようという体制です。

これとは別に、自治体から委託を受けている、自治体が主催している高齢者・障害者に対する相談があり、それが今議論されているものです。自治体が住民に無料でサ

ービスを提供している制度です。

大國議長

大阪後見支援センター「あいあいねっと」の場合は、まず一般の人のための無料相談、弁護士を希望される方のための無料の専門相談があります。弁護士が関与して解決を図ったほうがいいケースでは、なるべくひまわりの弁護士に受任していただくように考えています。大阪府から極めて低額をいただいております、それをひまわりにまとめてお支払いしております。

ところが、今回の橋下改革の中で、相談業務は市町村業務だという流れになってまいりまして、どこまで府がやるのかというのは検討中でございます。9市が行政の予算の中から委託費を弁護士にお払いすると言ってきたいただいているのですが、あとは余り動きそうにない。今後、市町村に任せるようにどのように動いていくのか、府がどこまでかわるのか、非常に難しい状況にあります。

虐待相談については、その地域に行ってくださいひまわりの弁護士が大きな役割を担っていますので、行っていただいたらそれに対しては若干お支払いするという形をとっております。ただ、「あいあいねっと」での出張相談は非常に少ないです。

「あいあいねっと」とひまわりと、一体どこでどう違うのかということをお話しさせていただきたいと思っております。

「あいあいねっと」の事業は、1つは、権利擁護相談、つまり判断能力が落ちた方の何でも相談です。2つ目が日常生活自立支援事業、つまり判断能力がないとまではいかない非常に軽い方、言いかえれば、こういう金銭管理業務を社会福祉協議会の方に手伝ってほしいということぐらいは言える方を対象としております。週に1回、銀行に行ってお金を出してあげて、そしてその1週間分の生活費ぐらいを届けて差し上げるという事業です。成年後見の福祉版といわれておまして、本当に日常生活にかかわる部分だけで、能力が落ちてきますと、成年後見に移行せざるを得ないわけです。能力低下の審査もひまわりの弁護士に審査していただいております。また、日常生活対象ですから、代理権の中に50万円ぐらいしか扱わないという規定があります。大きなお金を持っておられる方の場合には、最初から「ひまわりさんに大きなお金は預けてください、日常生活の分だけ私たちが面倒を見ましょう、」そういう振り分けをしております。それから、取消権は一切ありません。よくだまされる方については、「あいあいねっと」の事業では支え切れないので、ひまわりに見てもらってくださいと申

し上げています。

それから、相談事業の中で、ひまわりの弁護士から相談の中、「もうこれは日常生活支援でやらずに成年後見でやってはどうか」という助言をいただくこともあります。

ひまわりに支えられてできている事業だという感じでございます。この席をかりて、お礼申し上げたいと思います。

米田副会長

大阪後見支援センターの権利擁護相談事例集が大國先生編著で出ています。

大國議長

最終監修はひまわりの井上先生、青木先生です。全国でよく使われています。

飯田委員

後見支援センターの対象者別の相談経路の内訳の「関係機関」というのが多くあるのですが、どういうところですか。

大國議長

認知症の高齢者は、介護保険にかかわるケアマネージャーが一番多く、その他には市町村の高齢者福祉です。知的障害の方は、知的障害の施設です。精神障害は、病院から退院患者が地域で生活できるかどうかというふうなことで相談にこられるのが多うございます。

また、精神の御本人が言ってこられたり、知的障害では親御さん、認知症では子どもさんというふうに、そのニーズに合わせて相談にきておられるように思います。

飯田委員

消費者トラブルについては、「あいあいねっと」が府内にある消費生活センターの行政相談窓口や関係機関、もっと専門機関を紹介するケースがありますか。それとも、「あいあいねっと」がワンストップサービスのような形で解決を図るのでしょうか。

大國議長

一般相談の場合で、消費生活センターなどで解決しそうなものは、消費生活センターなどに行かれることをお勧めしています。ただ、これは年々減ってきているのです。相談機関が多くできたからだと、解釈しております。

明らかに弁護士にかかわっていただかないとどうも解決しそうにないもの、判断能力が落ちているということが非常にネックになっているもの、成年後見制度と絡んで

いるという事例は、弁護士が担当する専門相談に回させていただいていると思います。

井上弁護士

ひまわりでは、消費者被害に遭ったという相談もあり、もちろん助言しております。弁護士が入って対応しなければいけないケースであれば、受任につなげる方向でやります。

ただ、周りの方、例えばケアマネージャーさんが相談に来られたり、電話をかけてこられた場合には、助言はしますけれども、その場では受任できないのです。そこで、御本人を連れて来館相談に来てもらうか、来られないのであれば出張相談にしましょうという形で弁護士が出て行って、そこで御本人の話を聞いて、御本人から依頼を受けられるのであったらそこで受任をするという方向につなげていきます。ただ、判断能力の低下が既にある方ですと、その受任が難しいという場面もあるのです。委任ができない。だから、先に後見をやらせないといけないということもあり得るのでして、そのあたりは若干難しい。

消費生活センターとの関係では、ひまわりは、消費生活センターの担当者との懇談会を行ったことがあります。ケースによっては、むしろ消費生活センターのほうが手取り早いという場合もあります。

また、弁護士会では、消費者被害の問題を取り扱っている消費者委員会と、高齢者・障害者委員会が、連携して電話相談をやる取り組みを、全国的にやったりしています。聴覚障害者をターゲットにしたマルチ商法には、消費者委員会と高齢者・障害者委員会が連携して、被害救済を図ろうとしています。

もっとも、ひまわりの発想は、その被害を解決すればそれで済むというのではありません。次にまた被害が生じる可能性があるのなら、この御本人に対してどういう支援体制を整えていくのがよいのかを考えます。後見が必要だったら法定後見を使って支援体制を整えよう、と考えるのです。

飯田委員

ほかの単位会の活動状況はいかがですか。広がっていないとすると、問題点はどこにあるのですか。

井上弁護士

高齢者・障害者支援センターは、全国 52 の全弁護士会に立ち上がり、相談窓口は

つくっています。

けれども、例えば出張相談や電話相談は、予算の問題と、人の問題が大きい。大阪弁護士会は、弁護士が3,000人を超え、ひまわりに登録している弁護士も600人を超えているので、体制を整えられますが、それだけの人員・予算を確保できない単位会もあります。

そこで、近畿では、大阪弁護士会と奈良弁護士会は、連携しています。大阪のひまわりの電話相談で奈良の人の相談を受け、必要であれば奈良弁護士会につないで出張してもらっています。このような形でそれなりの体制が整えられるところが代表格になって取りまとめて、相談センターみたいな形で対応していく必要があるのではないかという話はしていますが、なかなか進んでおりません。

それから、大阪は、遠くてもさほど時間をかけずに行けるという意味で地域的にも限定されていますが、全国的にはなかなか難しいところもたくさんあるというのが実情です。

大國議長

地域の実情で追加してご説明いたしますと、「あいあいねっと」に直接かかってくる相談の他に、「あいあいねっと」は府下の市町村社会福祉協議会全部にこの日常生活支援事業を委託していますので、「あいあいねっと」にかかってくる以上の相談件数が各市町村社協に入っております。そして、その対応は、さまざまです。違うのです。消費生活センターにつなぐ市町村もあれば、司法書士さんにつないでいるという地域もございます。成年後見制度市町村長申し立ての際でも候補者として司法書士を先に挙げてしまうところもあります。

ただ、市町村社協の相談でも弁護士がかかわってほしいと考えられるケースでは、その市町村社協の担当者が「あいあいねっと」の相談まで連れてきてくださいます。

先ほどの基調報告の中に、市民成年後見人について話がありましたが、泉南地域では養成の動きも出ており、検討会が開かれるレベルまで来ておりますが、大阪府の姿勢としては、バックアップ体制ができたらもっともっと市民後見人を増やしていきましようという姿勢ではあるのですけれども、どういうふうにするバックアップ体制をつくるかというところで悩んでいます。

井上弁護士

成年後見人の受け皿として、一般に、弁護士、司法書士、社会福祉士が挙げられま

す。弁護士は法律の専門家ということで紛争に対応できる。社会福祉士は、介護の専門家として、その方の介護の体制をどうしていくかという専門的な助言ができる。司法書士は特色がないのですが、フットワークが軽く、うまく市民の間に入っています。受け皿として司法書士がだめだという話ではなくて、どういう事案を司法書士の方が担うのか、どういう事案を弁護士が担うのか、どういう事案を市民後見人が担うのか、きちんと整理をして、受け皿を増やすというのが、これからの喫緊の課題になっていくと思っています。

大國議長

市町村で養成する市民成年後見人は、生活保護などの低所得者の方を主として、福祉施設への入所手続のためにどうしても代理権が必要という方に限ってやったかどうかという、いわゆるボランティア成年後見の発想が一方にございます。でも、逆にそうしますと、市町村の財政がもたない。どうすべきかをいろいろ検討しておりますけれども、難しいところでございます。

阿部副議長

団塊の世代が高齢化して、あと 10 年ぐらいすれば後期高齢者がどんどん増えるわけです。認知症の方も増えるでしょうし、成年後見の必要性ともかなり増えてくると思います。しかし、就労人口は減っていく。これから 20 年後の状況を考えたときに、どのぐらいのボリュームで成年後見人の必要性が出てくるのか。税金で賄えない状態になっているんじゃないかなという気もします。どういうシステムになっていくのか、あるいはなっていくべきなのか。

井上弁護士

非常に難しい問題です。統計によると、2015 年までに認知症高齢者は 250 万人になると言われております。全部後見をつけることは無理な話だろうと思います。現実にも、後見を使わないでやれているところがあるだろうと思います。しかし、もちろん認知症高齢者が増えていけば、後見の利用はもっと増えるだろう。その場合に受け皿がどこにあるのか。弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職では、限界があります。

現在は、7 割が親族後見です。将来も親族後見にある程度頼らざるを得ないでしょう。市民後見、NPO・社会福祉協議会などの法人後見にも限界があるとは思いますが。いろいろな受け皿をどんどん少しずつでもいいから増やしていくというのが 1 つ大

事なことだろうと思います。

ただ、親族後見は、問題も大きい。家族のお金は自分のものという発想で親族、特に子どもが後見人になった場合には、親の金はいずれ自分のものだから自分が使って何が悪いという発想を持たれる方が多い。現実にもそういう問題が起こって、裁判所の監督で発覚して解任というケースも出てきている。そうすると、親族後見を支援する、サポートする制度がどうしても必要になってくるだろうと思います。本来は家庭裁判所が監督すべきですけれども、件数が増えたととも家庭裁判所も具体的に監督できません。支え、指導することがどうしても必要になってくるだろう。それを「あいあいねっと」ができれば一番ありがたいと思います。市町村レベルの問題ではなく、大阪府として親族後見人を支援、指導、相談できる機関が必要ではないか。そうでないと、認知高齢者 250 万人に対応できないだろうと思うからです。

大國議長

税理士会、行政書士会も研修を実施しています。

経済的虐待という名前の家族による財産侵害は、大阪後見センターでは年間約 60 件上がってまいります。年金手帳を取り上げてしまったり、親の名前でいろいろなローンを組んだり、借金をしたりします。親族後見の教育は非常に大事だと思います。

西村委員

親族後見が 70% ということですから、子供さんがそれなりにきちっとしておられるのかなと感じますが、親族に法的な知識があれば、いわれのない請求を断れる。法的知識を教えてもらう制度がやっぱり必要なのかなと感じました。何も知らずに苦労している人が結構いるのかなという感じがしております。

2 点目は、大阪では、弁護士、社会福祉士、司法書士の横の連携をしておられるのでしょうか。もしやっておられなければ、是非そういうことを今後考えていかないと、数が増えていく段階で対応が遅れてしまうのではないかと。また、地域間格差をなくすような方策を、日弁連が中心になって考えないといかんのと違うかな、今後御検討いただければなという感想でございます。

井上弁護士

親族後見で担っているのが 7 割というのは、後見を使った 3 万件のうちの 7 割という意味です。それ以外は、後見制度自体を使っておられない。きちんとした家族であればきちんと管理をされていて問題はないと思いますが、ただ、法的な権利行使場面

では家族だということだけではうまくいかず、どうしても後見人を使わざるを得ないのです。

後見制度の中に、一番軽い段階での「補助」というタイプがあります。簡単な手続で、費用も安く、一番使いやすい。親族後見人でも使いやすい、取消権が付けられるメリットがあります。御本人が失敗して契約をしてしまったという場合に、同意権留保とって補助人の同意をつけないとだめだと審判で定めておけば、補助人の同意を得ずに契約していたのなら、それだけで取り消すことができます。大きな武器になりますので、我々はこの利用を広報しております。

連携については、大阪弁護士会は、「あいあいねっと」のおかげで、社会福祉士会とは非常に密接な連携をとっています。ただ、司法書士会とは連携をしておりません。弁護士会に対応できるという自負があるからです。ただ、それは大阪の特殊性です。地域間格差の問題については、弁護士だけでは対応できない地域は司法書士等との連携をとっています。島根では、弁護士も司法書士も社会福祉士もその他の福祉関係者も参画して「出雲成年後見センター」をつくって、そこでいろいろな相談に乗って対応しています。岡山も、「リーガルエイド」という法人をつくって、弁護士、司法書士、社会福祉士が参画して一緒に共同してやっています。弁護士の少ない各地域の弁護士会は、順次そういう取り組みを広げていっています。

大國議長

身内もいらっしやらない、身内とは連絡もとれないという方のための市町村長申し立てにつきましては、弁護士会と司法書士会と社会福祉士会と「あいあいねっと」の4者で研究会をつくりまして、そこで市町村がどういうふうに申し立てていくかというマニュアルづくりから、大阪府下の市町村を集めて研修会や講習会を開催しています。

阿部副議長

病院では、病気をケアするだけでなく、その後の財産的なケア、例えば親族などに先ほどの同意権留保という補助の制度を知らせているのでしょうか。

井上弁護士

ケースワーカーが知識を持っておられたら、助言していただけるでしょう。けれども、通常の医師・看護師は病気の治療にとどまっていて、成年後見の助言まではしていないと思います。

阿部副議長

病院との連携が必要であると思います。介護保険と財産管理ははずれている。けれども、考え方によっては、成年後見のある部分も保険でカバーされてもいい。医療的なものと財産管理的なものをもっとうまくリンクしていく仕組みがこれから必要になってくるんじゃないかなという気がします。弁護士会が積極的に病院、ケアマネージャー、介護保険系の人たちにも働きかけていくことが必要んじゃないかという気がします。

井上弁護士

ひまわりは、ケアマネージャーに対しては広報をしていますが、医師については、精神科関係だけでしか協議会などの連携はしていません。通常、認知症になったという場合、きちんと精神科にかかられているというよりも、内科的なところでかかっている、そこで分かるというのも多いですね。しかし、精神科以外の広報は今までやってきていません。医療機関等に対してももっと広報していかないといけないな、と再認識させていただきました。

大國議長

認知症が進みますと、介護保険をお使いになる段階になり、各市町村の地域包括支援センターに行かれる。そうすると、このセンターには必ず成年後見をPRするセクションがあるのです。だから、介護保険を利用しようと思ってセンターに行かれたら、成年後見について助言いただいているはずだと思います。地域包括支援センターから「あいあいねっと」に上がってくるのは、そういうことだと思います。

精神の方と知的障害の方につきましては、病院が施設の入院・入所者を地域に戻そうという地域移行活動が非常に盛んになってきており、病院から地域に返すときに、病院のスタッフの方が「あいあいねっと」に結構相談に来られます。地域移行が1つのチャンスになっているのです。けれども、知的障害のケアマネージャーには、まだまだ成年後見を十分には知っていただいていないというのが実態だと思います。

高齢者のケアマネージャーには、大阪府、大阪弁護士会が何回か研修会をして下さっています。最近では大阪府下6ブロックに対してブロック別のケアマネージャーへの研修会で知らせています。ただ、弁護士さんがいてくださらなければ開かれないような感じですので、今後ともよろしく願いいたします。

飯田委員

大阪弁護士会の熱意・善意のもとで、いろいろな形で支援いただいていることが分かりました。ただ、今後、やはり社会的なニーズ、社会的な問題としてとらえる観点が必要になってくると思います。弁護士会は、社会的なニーズを法的に解決していくような展望を持ちながらやっていただければと感じました。そういう意味で言うと、法人後見をもっと自立させるべきだと思いました。

井上弁護士

ドイツには公の世話人協会に登録されている世話人制度という同じような制度があります。日本でもそういう公的後見人のシステムをそろそろ考えていかないといけないのではないかと感じています。もちろん公的な機関、法人後見が考えられているのですが、NPOは実績がなく、社会福祉協議会には限界があるだろう、しっかりした法人を考えていかないといけない。さらに、公的な後見人、あるいは公的な法人も考えていかざるを得ないのではないかと感じています。そういうことを、シンポジウムで発表しています。

現在一番問題になっているのは、お金の問題です。後見制度は、多額の財産がある方だけを対象にしているのではなく、契約締結能力がない方を対象として、法律行為を代理する、援助する制度です。だから、お金がないとか、年金だけで生活をしているけれども、福祉サービスの契約をするための判断能力がない方にも後見人が必要になってきます。ところが、弁護士等が職業として後見人に就任する場合には、何らかの報酬をという話になりますが、報酬を出せないという方がおられる。親族後見人はボランティアです。けれども、経済的虐待という問題が絡んでいる場合があるのです。つまり親子で、親の年金収入が月額7～8万円しかない、その年金を子どもが勝手に取り込んでしまっていて、これを何とかしないとけないという経済的虐待案件では、法的な紛争があれば弁護士が入るべきだと考えられるケースがあります。けれども、年金を取り戻したとしても、月額7～8万円しかなかったら、介護サービスや特養入所費用だけに使われ、後見人報酬が出ない。そこで、我々としては、介護保険で賄うというのも1つの方法だろうと考えています。身体的な介護が必要な部分は介護保険でというのなら、精神的な判断能力の部分で援助が必要だということも介護保険の範疇に入るのではないかと、介護保険で賄っていくという必要があるんじゃないかと、という考え方です。

それから、本来の生活保護費の中からは、後見人報酬は出ない。けれども、困窮し

ていて生活できないという方で、しかも判断能力がないという場合、後見人をつけるというのは生活の1つのツールだろう。なぜその費用が生活保護費から出せないのか。成年後見制度利用支援事業という別の事業がありますが、市町村で例えば市長申し立てに限る等の制限をつけていますので、ほとんど使われていないのです。

成年後見の問題は社会としてとらえなければならぬ問題になってきている、社会としていろいろな手当てをしていくということが必要になってきているんだ、と我々は言うております。これからも言い続けて、何らかの方法を考えていきたいと思っています。

大國議長

公的後見人は成年後見制度ができるころに随分議論しました。実は、その頃公的後見人はアメリカで失敗していました。ニーズが非常に高くなってくると公的後見人の担当対象者数が増え財政的に苦しくなるほど、実際には何もしてもらえていないという待機ケースがいっぱい出てきたのです。そこで、日本ではそういう公的後見人は難しいのではないかと、日常生活自立支援事業の中で公的後見人的なやり方をもちこめないかという議論をしたのですが、将来的には無理じゃないかということで公的後見人制度はやめたという経緯がございます。

でも、実際は公的後見人が絶対に欲しいです。

飯田委員

当事者が非常に隔離された世界にいて、ストレスがたまって高齢者虐待になってしまうのに、周りからは全然見えてこない。ここを解決してあげないといけない。高齢者虐待防止法の改正議論の中で、どのように議論されているのですか。

井上弁護士

正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」です。養護者、つまり介護をしている方の支援も法律の名称に入っています。

介護している方（養護者）による虐待がなぜ発生するのかというと、介護疲れ、あるいは経済的な困窮などが原因になっているのです。一生懸命介護しているけれど、御本人は認知症等ですから、当然介護している方の思いどおりにはならず、失敗することもある。それに対して、介護している方がこれだけやっているのにと腹を立てて身体的な虐待に出る。あるいは、経済的虐待であれば、養護者自身が借金をたくさん抱えていてお金に困っていて、親の年金に手をつける。そういう養護者も支援しない

といけないというのがこの法律です。

ですから、経済的虐待の場合、我々弁護士は、養護者の悩みを聞くことを中心に据えています。養護者に話を聞いて、借金がたくさんあり、返せないから親の年金を使っていることが原因だと分かれば、まずその借金を整理しましょう、過払いが戻ってくることもあります、場合によっては自己破産しましょう、という形で弁護士がかかり、養護者の問題を解決していくことをしています。

身体的虐待の原因が介護疲れだと分かれば、1人で全部背負い込まないで、いろいろなサービスがありますよ、時にはショートステイという形で1泊2日で施設を使ってもらって、その間は養護者はゆっくりしたらどうですか、あるいはデイサービスをもっと入れましょう、ヘルパーを入れましょう、介護保険の枠内で利用できるものであれば利用しましょうというふうな形で、弁護士は考えているし、地域包括はそういうスタンスでやっています。

ただ、相談に出てきてくれないというのに、一番困っているのです。近隣とも全く閉ざして、一切サービスも使わない、地域包括の担当者が行ってもドアもあけない、「大丈夫です」という返事だけ、というケースが一番困ってしまいます。助けたくても助けられない。立入調査に強制力を付与することが必要です。もちろん御本人の生命・身体の安全が最優先ですけれども、養護者の支援にも対応する形で心がけていくつもりです。

大國議長

処遇困難例が結構あるのです。何が一番困るかということ、親1人、子1人のパラサイト家族といますけれども、親の年金で子どもが食べている世帯で介護保険も一切使おうとしない。生活費で精一杯だから介護保険なんて絶対使わないといって使わない。もうちょっと収入を上げるように息子が働いたらどうですかと助言しても、子供に働く気はない。福祉がやむを得ず生活保護の手続をしようとしても、生活保護からは、元気で働けるのに生活保護対象ではありませんと言って断られるわけです。そうすると、相変わらず年金で食べていこうとするために、子どもは介護保険なんて一銭も使わせない。

それでも、生命の危険がありますと、無理やりにでも分離して施設に入ってください。ところが、その先で、また困るんです。親が子どもに依存し、子どもが親に依存するという共依存関係ですから、せっかく分離して施設に入れたのに、親のほう

が「あの子食べてるかしら、かわいそう」と言い出すわけです。施設に入れるに当たって、年金などを息子に取られないように振り込み先を施設のほうに移したりしますよね。すると、親は「子どもがかわいそう食べていないのではないか心配だ、早く家に帰りたい」と言い出すわけです。児童虐待と違いまして、高齢者虐待には接見禁止とか通信禁止がないので、息子がせっせと施設へやって来たり、毎日のように電話をかけてきたりして、「もういじめないから帰ってきて」などと言うわけです。そうすると、せっかく分離しましても、すぐまた帰ってしまう。帰ってはまた虐待される。私の経験だと、ひどい方では3回行ったり来たりして、そして最後はとうとう脱水症状で入院の甲斐なく亡くなられた方がいらっしゃいます。そこまで共依存関係、パラサイト家族というのは難儀です。一番つらかった事例では、他府県ですが、切り離れた途端に、「親を取られてしまってもう生きがいが無い」と言って、息子のほうが自殺してしまったことでもあります。息子が親を引き取りに施設にやって来て、施設で暴力をふるうこともあります。ひまわりの先生も困っていらっしゃる事例がいっぱいあると思います。

西村委員

精神障害者の社会的入院の解消の実体はどのようなものですか。

井上弁護士

社会での受け皿の整備ができていないまま退院させているケースで問題が起こると感じています。例えば、統合失調症等がなくなると考えられる方には、服薬管理その他、後々のサポートの体制をきちんと整えないといけないのに、そのような手当てがまだまだできていないところがあるんだろうと感じています。今、統合失調症など精神障害者のグループホームが徐々に増えてきています。退院されたらまずそういうところに住んで、きちんと世話を受け、病院との連携関係がある中でその後の生活をサポートする体制を整えている。そういう受け皿を増やしていかないといけない。だから、どれだけ環境を整えて、どれだけ今後の生活を支えるいろいろなサポート体制を整えたところで地域に戻すかが大事なんだろうと思います。

西村委員

ひまわりや高齢者支援の制度のPRが非常に不足していると感じました。企業の人事部の人間がある程度制度を知っていれば、社員の相談にアドバイスができる、そのようになれば、ある程度助かると感じました。商工会議所などで人事の人を集めて、

制度PRをするお手伝いをするにはできると思います。そういうPRをもう少し考えられればより普及するのかなという感じもしますね。

(2) 次回テーマについて

「国連人権（自由権）規約委員会に関する大阪弁護士会の取り組み」に決定。

以上で、本日の議事を終了した。